

幼児教育・保育に係る 利用料が無償化されます！

令和元年
10月1日から



対象者・利用料

満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料が月額25,700円まで無償となります。

（就園奨励費は9月分までで終了します。※3月支給）

- 通園送迎費、給食費、行事費などは、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- 副食（おかず・おやつ等）の費用の補足給付制度が新設されます。対象は、市民税所得割額77,101円未満世帯の子どもと第3子（※）までです。

（※）小学校3年生までの子どもから順に第1子・第2子とかぞえて、第3子以降の子ども

- 月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせ、月額25,700円まで無償となります。

全ての子どもが施設等利用給付認定を受ける必要があります。

預かり保育

保育の必要性のある3歳児から5歳児及び市民税非課税世帯の満3歳児の子どもの利用料が月額11,300円（※）まで無償となります。

（※）1日あたりの上限額は450円です。

（※）市民税非課税世帯の満3歳児は月額16,300円まで無償

- 預かり保育について無償化の対象となるためには、

保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）が必要です。

- 保育の必要性の要件は裏面のとおり
- 認定の申請方法については、通園先にお問合せください。

【問合せ先】 知立市役所子ども課保育係 ☎0566-95-0121

【保育の必要性要件】

| 入 所 事 由 等 | | | 挙 証 書 類 | 留 意 事 項 | |
|------------|---|--------|---|--|---|
| 就 労 | 居宅外で労働することを常態としている又は居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている | 外 勤 | 1カ月の就労時間が60時間以上 | <ul style="list-style-type: none"> 勤務証明書 ローテーション表、勤務割表 | <ul style="list-style-type: none"> 「労働」とは金銭を得ることを目的として行うものである。 |
| | | 自 営 | 1カ月の就労時間が60時間以上 | <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員の証明 確定申告書など収入を証明する書類 営業許可証・開業届等 など自営を証明する書類 | |
| | | 農 業 | 1年の就労月数が6か月以上で、40アール以上耕作している場合 (但し、畑は1アール当たり5アールに、ビニールハウス・畜産は10アールに換算する) | <ul style="list-style-type: none"> 農家基本台帳証明 など農業を行っていることがわかる書類 | |
| | | 内 職 | 1カ月の就労時間が60時間以上 | <ul style="list-style-type: none"> 内職先の従事証明書 | |
| 出 産 | 妊娠中であるか又は出産後間がない | 出 産 | 出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日の属する月から出産後8週後の日の属する月末まで (期限付) | <ul style="list-style-type: none"> 出産予定証明書又は母子手帳 | |
| 疾病等 | 疾病にかかり若しくは負傷し、又は障害を有している | 疾病等 | 児童の保育ができない程度の疾病又は障害のある者 (期限付) | <ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 | 診断書には、「保育が必要」、「家庭で保育できない」といった記載が必要 |
| 疾病の看護等 | 長期にわたり疾病の状態にある、又は障害を有する同居の親族を常時看護している | 疾病の看護等 | 入院患者の看護、障害者の通院・通学、付添、機能訓練看護等 (期限付) | <ul style="list-style-type: none"> 入院証明 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 | |
| 災害等 | 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっている | 災害等 | 自宅及び近隣における災害復旧に従事しているとき (期限付) | <ul style="list-style-type: none"> 消防署、警察署等の罹災証明書 | |
| 求職活動 | 公共職業安定所等で求職活動を行っている | 求職活動 | 入所日から翌月の末日まで (期限付) | <ul style="list-style-type: none"> 求職活動申告書 ハローワークカード、紹介状の写し等 | 年度内に1回限り |
| 就学 職業訓練 | 学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学している又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けている | 就 学 | 1カ月の就学時間・訓練時間が60時間以上 (期限付) | <ul style="list-style-type: none"> 在学証明書 カリキュラム表、時間割表 | |
| 育児休業 | 育児休業を取得している | 育児休業 | 育児休業等に関する法律に基づく育児休業中の期間 (期限付) | <ul style="list-style-type: none"> 育児休業証明書 育児休業に関する通知書等 | 出生児及び3歳未満児を除く |
| その他 | 前各号に掲げるもののほか、それらの場合に照らして明らかにその児童の保育が必要と市長が認めた場合 | 産 後 | 「出産」からの継続入所で、出産後6か月以内 (期限付) | <ul style="list-style-type: none"> 出産証明書又は母子手帳 | <ul style="list-style-type: none"> 母親が育児休業中である場合を除く 「求職活動」への事由の変更は不可 |
| | | | 死亡、離別、行方不明、拘禁処分等により両親のいない家庭 | <ul style="list-style-type: none"> 実態調査による | |
| | | | 障がい者を有する児童を監護している保護者であって、就業が困難な状態にある場合 | <ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 など障がいを有することがわかる書類 | <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児を除く 障がい児入所審査による 軽度・中度に限る |